

社会福祉法人平成会 定款

第 1 章 総 則

（目的）

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（1）第二種社会福祉事業

- （イ） 障害福祉サービス事業（共同生活援助コスモス・あかね・竹林ハウス、短期入所ニコニコハウスの経営
- （ロ） 就労継続支援A型 ホームランの経営
- （ハ） 就労継続支援A型 農業天国の経営
- （ニ） 就労継続支援A型 夏油高原農場の経営
- （ホ） 就労継続支援B型 ブナの木園の経営
- （ヘ） 就労継続支援B型 ルンルンの経営
- （ト） 就労継続支援B型 マイリバーの経営
- （チ） 就労継続支援B型 第2ブナの木園の経営
- （リ） 地域活動支援センター 地域活動支援センター一関の経営
- （ヌ） 障害児相談支援事業の経営（相談支援事業ブナの木園、地域活動支援センター一関）
- （ル） 特定相談支援事業の経営（相談支援事業ブナの木園、地域活動支援センター一関）
- （ヲ） 一般相談支援事業の経営（相談支援事業ブナの木園、地域活動支援センター一関）
- （ワ） 宿泊型自立訓練 ニコニコハウスの経営
- （カ） 自立訓練（生活訓練） ニコニコハウスの経営
- （ヨ） 生活介護 うららかの経営
- （タ） 生活介護 第2ブナの木園の経営
- （レ） 就労移行支援 第2ブナの木園の経営

（名称）

第2条 この法人は、社会福祉法人平成会という。

（経営の原則等）

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を岩手県一関市幸町8番6号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名が出席し、かつ外部委員が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊関係がある者(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員の報酬は、無報酬とし、交通費は別に定める実費相当分を支給する。

第 3 章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 事業計画及び収支予算
- (7) 臨機の措置(予算以外の新たな義務の負担及び権利の放棄)
- (8) 公益事業に関する重要な事項
- (9) 残余財産の処分
- (10) 基本財産の処分
- (11) 社会福祉充実計画の承認
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヵ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他の法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行なわなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。
- 5 評議員会に議長を置く。
- 6 議長はその都度評議員の互選で定める。
- 7 評議員会の議事は、第2項第1号から第3号に掲げる事項を除き、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（議事録）

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が記名押印する。

第4章 役員及び職員

（役員の定数）

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1)理事 6名以上8名以内
 - (2)監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。

（役員の選任）

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の資格）

第18条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。

- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その他特殊の関係があるものを含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、3か月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第23条 法人の職員以外の理事の報酬等については、一人あたりの各年度の総額が5万円を超えない範囲で支給する。

2 監事の報酬等については、一人あたり各年度の総額が、20万円を超えない範囲で支給する。

3 法人の職員以外の理事及び監事についての交通費は、別に定める実費相当分を支給する。

（責任の免除）

第24条 理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害について、社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の20 第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

(職員)

第25条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する事業所の長、他の重要な職員(以下「管理者等」という。)は、理事会において選任及び解任する。

3 管理者等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席しその過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第31条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と公益事業用財産、その他の財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 預 金 2, 000, 000円
- (2) 一関市萩荘字駒下1番地19所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建ブナの木園園舎1棟(599.25平方メートル)
- (3) 一関市萩荘字駒下1番地19所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺二階建ブナの木園作業棟1棟(一階202.50平方メートル、二階99平方メートル)
- (4) 一関市萩荘字大袋178番地1所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建ホームラン工場1棟(862平方メートル)
- (5) 一関市舞川字小塚1番地10所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建マイリバー作業棟1棟(480平方メートル)
- (6) 一関市三関字小沢68番地3所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建ニコニコハウス寮舎1棟(654.80平方メートル) 付属建物 1 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建(61.60平方メートル)
- (7) 一関市萩荘字大袋178番地1所在の鉄骨造アルミニウム板葺平家建ルンルン授産所1棟(509.50平方メートル)
- (8) 一関市三関字小沢68番地16所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建作業所1棟(205.02平方メートル)
- (9) 一関市関が丘19番地3所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺二階建居宅1棟(一階86.62平方メートル、二階45.54平方メートル) 付属建物 1 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建(5.93平方メートル)
- (10) 一関市真柴字矢ノ目沢92番地30所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺二階建居宅1棟(一階83.22平方メートル、二階48.02平方メートル)
- (11) 一関市川崎町薄衣字町裏2番地所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺二階建事務所1棟(一階336.95平方メートル、二階333.10平方メートル)
- (12) 一関市萩荘字大清水17番地1所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺二階建共同住宅1棟(一階79.49平方メートル、二階79.49平方メートル)
- (13) 一関市滝沢字鶴ヶ沢7番地60所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき二階建工場1棟(一階218.16平方メートル、二階218.16平方メートル)
- (14) 一関市山目字三反田228番地4・228番地5所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺二階建居宅1棟(一階74.23平方メートル、二階46.37平方メートル)
- (15) 一関市真柴字中屋敷90番地所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺二階建グループホーム・ケアホーム1棟(一階260.06平方メートル、二階75.25平方メートル)
付属建物 2 土蔵亜鉛メッキ鋼板葺二階建倉庫1棟(一階21.51平方メートル、二階19.12平方メートル)
- (16) 北上市和賀町岩崎新田5地割17番地123所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建作業所1棟(125.87平方メートル)
- (17) 一関市山目町一丁目22番地22所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺二階建居宅1棟(一階83.20平方メートル、二階72.87平方メートル)
- (18) 一関市滝沢字鶴ヶ沢7番地60所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建倉庫・事務所1棟(341.82平方メートル)

- (19) 一関市萩荘字袋田143番地1所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建第2ブナの木園建物1棟
(509.90平方メートル)
- (20) 一関市舞川字小塚1番10の宅地(4,063.38平方メートル)
- (21) 一関市三関字小沢68番地3所在のニコニコハウス敷地(2,485.09平方メートル)
- (22) 一関市三関字小沢68番地16の土地(580.49平方メートル)
- (23) 一関市関が丘19番3の宅地(227.84平方メートル)
- (24) 一関市真柴字矢ノ目沢92番30の宅地(243.02平方メートル)
- (25) 一関市川崎町薄衣字町裏2番の宅地(1,030.39平方メートル)
- (26) 一関市萩荘字大清水17番1の宅地(268.91平方メートル)
- (27) 一関市真柴字中屋敷93番1の田(5,946.00平方メートル)
- (28) 一関市真柴字中屋敷95番1の田(1,811.00平方メートル)
- (29) 一関市真柴字中屋敷94番4の原野(468.00平方メートル)
- (30) 一関市真柴字中屋敷98番3の原野(309.00平方メートル)
- (31) 一関市山目字三反田228番4の宅地(188.78平方メートル)
- (32) 一関市真柴字中屋敷85番1の原野(173.00平方メートル)
- (33) 一関市真柴字中屋敷90番の宅地(1,070.19平方メートル)
- (34) 一関市真柴字中屋敷94番3の原野(219.00平方メートル)
- (35) 一関市真柴字中屋敷100番の雑種地(351.00平方メートル)
- (36) 一関市真柴字中屋敷101番の雑種地(790.00平方メートル)
- (37) 一関市三関字小沢68番19の原野(318.00平方メートル)
- (38) 一関市三関字小沢68番23の原野(40.00平方メートル)
- (39) 一関市三関字小沢68番24の原野(22.00平方メートル)
- (40) 一関市三関字小沢68番25の原野(17.00平方メートル)
- (41) 一関市三関字小沢68番26の原野(148.00平方メートル)
- (42) 一関市萩荘字駒下1番17の土地(599.47平方メートル)
- (43) 一関市萩荘字駒下1番21の土地(434.00平方メートル)
- (44) 一関市萩荘字駒下1番34の土地(277.47平方メートル)
- (45) 一関市真柴字中屋敷91番3の土地(2,338.00平方メートル)
- (46) 一関市真柴字中屋敷98番1の土地(201.00平方メートル)
- (47) 一関市山目町一丁目22番22の宅地(152.87平方メートル)
- (48) 一関市滝沢字鶴ヶ沢7番60の宅地(1,299.46平方メートル)
- (49) 一関市萩荘字袋田143番1の宅地(2,055.23平方メートル)
- (50) 一関市真柴字矢ノ目沢92番17の公衆用道路(214平方メートル)持分6分の1
- (51) 一関市真柴字矢ノ目沢92番19の公衆用道路(48平方メートル)持分6分の1

3 その他の財産については、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

- 4 公益事業用財産は、第39条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

（基本財産の処分）

第32条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、岩手県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、岩手県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

（資産の管理）

第33条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第34条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意を得、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第37条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第38条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意を得、評議員会の承認がなければならない。

第 7 章 公益を目的とする事業

(種別)

第39条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 障害者就業・生活支援センター事業メイフラワーの経営
- (2) 生活保護を受給している方等の自立を支援する事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意を得、評議員会の承認がなければならない。

第 8 章 解 散

(解散)

第40条 この法人は、社会福祉法第46条第 1 項 第 1 号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 9 章 定款の変更

（定款の変更）

第42条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て県南広域振興局長の認可（社会福祉法第45条の36 第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を県南広域振興局長に届け出なければならない。

第 10 章 公告の方法その他

（公告の方法）

第43条 この法人の公告は、社会福祉法人平成会の法人本部事務所に掲示するとともに官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

2 解散時の債権申出の催告及び破産手続の開始については、官報によって公告する。

（施行細則）

第44条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	齋藤 啓太郎
理 事	佐藤 正春
理 事	舞石 吉則
理 事	岡山 哲也
理 事	佐藤 秋男
理 事	阿部 博
理 事	吉川 康治
理 事	小野寺 毅
監 事	三浦 高信
監 事	菅原 トク子

附則

この定款は、平成3年8月1日から施行する。

附則

この定款は、平成4年5月12日から施行する。

附則

この定款は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この定款は、平成10年5月14日から施行する。

附則

この定款は、平成11年8月18日から施行する。

附則

この定款は、平成11年10月29日から施行する。

附則

この定款は、平成13年1月17日から施行する。

附則

この定款は、平成13年3月15日から施行する。

附則

この定款は、平成14年8月19日から施行する。

附則

この定款は、平成15年3月31日から施行する。

附則

この定款は、平成15年5月1日から施行する。

附則

この定款は、平成18年3月23日から施行する。

附則

この定款は、平成18年4月28日から施行する。

附則

この定款は、平成18年7月28日から施行する。

附則

この定款は、平成18年9月29日から施行する。

附則

この定款は、平成19年1月17日から施行する。

附則

この定款は、平成19年3月12日から施行する。

附則

この定款は、平成19年4月20日から施行する。

附則

この定款は、平成19年9月1日から施行する。

附則

この定款は、平成19年12月7日から施行する。

附則

この定款は、平成20年2月8日から施行する。

附則

この定款は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この定款は、平成21年2月23日から施行する。

附則

この定款は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この定款は、平成21年11月18日から施行する。

附則

この定款は、平成21年12月22日から施行する。

附則

この定款は、平成22年9月10日から施行する。

附則

この定款は、平成22年10月29日から施行する。

附則

この定款は、平成22年12月1日から施行する。

附則

この定款は、平成23年1月4日から施行する。

附則

この定款は、平成23年4月26日から施行する。

附則

この定款は、平成23年8月18日から施行する。

附則

この定款は、平成23年11月1日から施行する。

附則

この定款は、平成24年4月13日から施行する。

附則

この定款は、平成24年7月2日から施行する。

附則

この定款は、平成24年10月15日から施行する。

附則

この定款は、平成24年12月4日から施行する。

附則

この定款は、平成25年8月20日から施行する。

附則

この定款は、平成26年1月16日から施行する。

附則

この定款は、平成27年4月17日から施行する。

附則

この定款は、平成27年7月15日から施行する。

附則

この定款は、平成27年10月16日から施行する。

附則

この定款は、平成28年2月29日から施行する。

附則

この定款は、平成28年5月11日から施行する。

附則

この定款は、平成29年 4月 1日から施行する。